

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.08



機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.07

国税電子申告（e-Tax）の令和8年1月5日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和7年12月15日受付開始分に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和8年1月5日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和7年12月15日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.06

● 令和7年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.05



基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	2
扶養親族等の所得要件の改正に対応	11
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	11
退職所得の源泉徴収票の改正に対応	14

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○ 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円

○ 給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

**注 意**

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

### 参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

### 参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

#### 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

#### [扶養控除等異動申告書]メニュー

[扶養控除等異動申告書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで印刷対象に「令和8年」を選択すると、新様式の「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が印刷できます。源泉控除対象親族が特定扶養親族または特定親族の場合は、「特定扶養親族・特定親族」欄の該当箇所にチェックが付きます。

**令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

所轄税務署長等 給与の支払者の名称（氏名）	〇 B C 商事株式会社	(フリガナ) イマダ 伊ダダ	あなたの住所 山田 一朗	あなたの生年月日 昭和31年9月21日
税務署長 給与の支払者の個人番号	あなたの個人番号		あなたの住所 山田 一朗	あなたの性別 本人
市町村長 給与の支払者の所在地（住所）	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿パークタワー	あなたの住所又は居所 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿パークタワー	あなたの住所又は居所 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 住友不動産新宿パークタワー	配偶者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有

以下の各欄に記載する情報がなく、かつ、あなた自身が障害者、基礎、ひとり親又は勤労学生に該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号 あなたの性別 生年月日	本人控除 配偶者控除 扶養親族 特別扶養親族 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除	令和8年中の所得の基礎額 所得の基礎額 所得の基礎額	所得控除 生計を一にする事業所得控除 雑所得控除 退職所得控除 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除	住所又は居所	異動月日及び事由 令和8年中の異動があった場合に記入してください。 (以下欄に当てはまる)
1	山田 一朗	昭和31年9月21日	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 特別扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	所得の基礎額 所得の基礎額 所得の基礎額	生計を一にする事業所得控除 雑所得控除 退職所得控除 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除		
2	山田 一朗	昭和31年9月21日	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 特別扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	所得の基礎額 所得の基礎額 所得の基礎額	生計を一にする事業所得控除 雑所得控除 退職所得控除 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除		
3	山田 一朗	昭和31年9月21日	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 特別扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	所得の基礎額 所得の基礎額 所得の基礎額	生計を一にする事業所得控除 雑所得控除 退職所得控除 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除		
4	山田 一朗	昭和31年9月21日	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 特別扶養親族 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	所得の基礎額 所得の基礎額 所得の基礎額	生計を一にする事業所得控除 雑所得控除 退職所得控除 障害者控除 基礎控除 ひとり親控除 勤労学生控除		

注1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。  
注2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの性別	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの性別	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第47条の3の2に基づき、給与の支払者を通じて市町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（第23.1.2号後注）	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの性別	生年月日	住所又は居所	控除対象外所得控除 所得の基礎額	令和8年中の所得の基礎額	異動月日及び事由
送還手当等を受ける配偶者・扶養親族・特定親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの性別	生年月日	住所又は居所	障害者である親族 所得の基礎額	令和8年中の所得の基礎額	異動月日及び事由

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニュー

メニュー名が、[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューから[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、【特定親族特別控除】に入力します。

基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書

社員番号 100000 氏名 山田 一朗

社員番号 2025年分

基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除

【基礎控除】			提出区分	1	提出あり	【配偶者控除等】			提出区分	1	提出あり
所得の種類	収入金額	所得金額				所得の種類	収入金額	所得金額			
給与所得	8,600,000 円	6,650,000 円				給与所得	1,200,000 円	550,000 円			
給与所得以外の所得		0 円				給与所得以外の所得		0 円			
あなたの本年中の合計所得金額の見積額			6,650,000 円			配偶者の本年中の合計所得金額の見積額			550,000 円		
基礎控除の額			580,000 円			配偶者控除の額			380,000 円		
						配偶者特別控除の額			0 円		

【特定親族特別控除】						提出区分	1	提出あり
フリガナ	続柄	生年月日	非居住者	所得の見積額	特定親族特別控除の額			
氏名	住所又は居所	生計を一にする事実						
ヒロ子	子	平成17年 6月30日		830,000 円	630,000 円			
洋朗								

【所得金額調整控除】		提出区分	1	提出あり	特別障害者に該当する事実	
要	件					
	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者					
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者					
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者					
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)				扶養控除等申告書のとおり	

F1 操作説明 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 中止 F11 ガイド F12 登録

[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書 - 印刷条件設定] 画面の[詳細設定]ページの「特定親族情報」にチェックを付けると、特定親族特別控除申告書に氏名や合計所得金額が印字されます。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]メニュー

[年末調整処理]メニュー

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

年末調整処理

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名 100000 山田 一朗

先行入力 給与年調

<左移>

所得控除等 税額控除 中途入社 家族・所得税

【保険料控除情報】

一般生命保険料	新	1	0
	旧		0
介護医療保険料			0
個人年金保険料	新		0
	旧		0
生命保険料控除額			0
地震保険料			0
旧長期損害保険料			0
地震保険料控除額			0
国民年金保険料			0
社保申告控除分合計			0
小規模共済出金			0

【基礎控除情報】

基礎控除申告書の提出	1	あり
基礎控除額		***,***,***

【配偶者控除等情報】

配偶者合計所得		0
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		***,***,***
配偶者特別控除額		***,***,***

【特定親族特別控除情報】

合計所得(\$)...		
特定親族申告書の提出	0	なし
特定親族特別控除額		0

【税額計算情報】

課税区分	1	甲種
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金

【所得金額調整控除情報】

所得調整控除申告書の提出	1	あり
所得金額調整控除額		***,***,***

### 参考

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎/配偶者/特定親族特別/所得金額調整控除申告書]で【特定親族特別控除】を入力していた場合は、【特定親族特別控除情報】に反映されます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1:あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1:対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

年末調整処理 - 特定親族合計所得

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月00日	1   対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原とし	母	昭和 9年 3月23日	0 対象外	0	0

OK cancel

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「1:対象」を選択します。初期値として、19歳以上23歳未満の場合は「1:対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が表示されます。

### 参考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0:控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
<b>【特定親族特別控除情報】</b>				
扶養親族 1～10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
<b>【家族情報】</b>				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5:特定」を追加)
<b>【所得税情報】</b>				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
<b>【計算結果情報】</b>				
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

### 注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

### ◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

### [源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。  
 特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参 考			
表示される区分は、以下になります。			
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

② 「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③ 「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

**参 考**

令和8年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得**を押して[源泉徴収票 - 特定親族所得見積額]画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX」と印字されます。

所属		301 営業部 東日本営業課	社員番号		100000	氏名		山田 一郎	住所		〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805		
役職		課長	給与			生年		昭和41年 9月 21日	性別		男		
令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿	区分	支払月	支払日	課税支給額	社会保険料等	社会保険料等控除後の金額	所得控除等	所得税	年末調整による不足税額	先引徴収税額	控除区分	年度	
	1	1	24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300	一般障害者	1	
	2	2	25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0	6,050	特別障害者	1	
	3	3	25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	6,050	ひとり親	1	
	4	4	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300	勤労学生	1	
	5	5	23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300	親族控除対象配偶者*	1	
	6	6	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300	一般障害者	1	
	7	7	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300	特別障害者	1	
	8	8	25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300	親族特別障害者	1	
	9	9	25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300			
	10	10	24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0	6,420			
	11	11	25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0	9,940			
	12	12	25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890	▲104,950			
計			5,674,482	653,824	5,020,658		82,500						
令和8年分 給与所得に対する源泉徴収簿	7	7	10	821,500	125,326	696,174	4	42,647	0	42,647			
	12	12	10	821,500	127,380	694,120	4	85,043	0	85,043			
	計			1,643,000	252,706	1,390,294		127,690					
合計			7,317,482	906,530	6,410,952		210,190						

  

区分	金額	税額
給料・手当等	5,674,482	82,500
賞与等	1,643,000	127,690
中途調整収入		
計	7,317,482	210,190
給与所得控除後の給与等の金額	5,485,733	
所得金額調整控除額		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	5,485,733	
社会保険料等	906,530	
社会保険料等からの控除分		
控除額		
生命保険料の控除額	84,000	
地震保険料の控除額	28,000	
配偶者(特別)の控除額	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計	960,000	
基礎控除額	630,000	
所得控除額の合計額	3,618,530	
先引課税給与所得金額及び算出所得税額	1,867,000	93,350
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
年調整所得税額		93,350
年調整年税額		95,300
先引超過額又は不足額		114,890
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		9,940
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		
先引還付する金額		104,950
以上のうち本年中に還付する金額		104,950
うち翌年において還付する金額		
不足額の精算		
本年最後の給与から徴収する金額		
翌年に繰り越して徴収する金額		
特定親族特別控除額	630,000	

**参 考**

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基 本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無 1 配偶者あり	
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分
配偶	ヨシ	1 女性	1969年 5月 3日	年 月 日	0 居住者
	洋子	01 妻	1 同居	1 源泉控除配偶	0 対象外
1	ヒロシ	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者
	洋朗	01 子	1 同居	5 特定	0 対象外
2	シゲ	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者
	伸介	01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外
3	材外シ	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者
	大原とし	03 母	1 同居	4 老親等	0 対象外
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外

  

【本人区分情報】	
本籍/ひとり親区分	0 対象外
障害者区分	0 対象外
勤労学生区分	0 対象外
未成年者区分	0 対象外
災害者区分	0 対象外
外国人区分	0 対象外
居住者区分	0 居住者

  

【扶養人数情報】			
配偶者区分	1 源泉控除配偶		
一般扶養親族	1 名	一般障害者	0 名
特定扶養親族	0 名	特別障害者	0 名
老人扶養親族	0 名	同居特別障害者	0 名
同居老親等	1 名	非居住者親族	0 名
特定親族	1 名		
年少扶養親族	0 名	扶養等の数	4 名

注 意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

**注 意**

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

- [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

### 参 考

特例対象個人とは、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが40歳未満

○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000万円 上記以外の場合：4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500万円 上記以外の場合：3,500万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000万円 上記以外の場合：3,000万円
その他の住宅	2,000万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000万円 上記以外の場合：4,500万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当	00：非該当
01：中古住宅	01：中古住宅
02：特例居住用家屋	02：特例居住用家屋
03：認定住宅・新築	03：認定住宅・新築
04：認定住宅・買取再販	04：認定住宅・買取再販
05：認定住宅・新築・特例認定住宅等	05：認定住宅・新築・特例認定住宅等
06：ZEH水準省エネ住宅・新築	06：ZEH水準省エネ住宅・新築
07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販	07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販
08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等	08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等
09：省エネ基準適合住宅・新築	09：省エネ基準適合住宅・新築
10：省エネ基準適合住宅・買取再販	10：省エネ基準適合住宅・買取再販
11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
	12：特例対象個人
	13：特例認定住宅等・特例対象個人
	14：認定住宅・新築・特例対象個人
	15：認定住宅・買取再販・特例対象個人
	16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人
	18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人
	19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
	20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人
	21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人
	22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目一住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目一住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特

				例対象個人 22：省エネ基準適合 住宅・新築・特例認 定住宅等・特例対象 個人
--	--	--	--	---

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職所得の源泉徴収票の改正に対応

令和8年1月1日以後に提出する退職所得の源泉徴収票の改正に対応しました。

○ 提出範囲の変更に対応

役員だけでなく、退職手当等の支払を受けるすべての人が提出することになりました。

当製品の令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューでは、すべての人の提出区分が「1：提出する」になります。

○ 新様式に対応

「番号」欄が追加されました。

当製品では、令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューに「番号」欄が追加されます。

初期値は空欄です。必要に応じて、「1」～「7」を入力してください。

※入力する番号については、支払内容に応じて所轄の税務署へご確認ください。

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
番号	PWRH031	1	数字	項目の新規追加

<< 関連メニュー >>

- ・ [支払調書 1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[支払調書データ作成]-[退職所得の源泉徴収票データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[支払調書データ受入]-[退職所得の源泉徴収票データ受入]メニュー

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.04



機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.02

## 目次

---

国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応	2
光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

- 光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応

光ディスクにより提出する給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の記載要領が追加され、当製品でも対応しました。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合に、摘要欄の出力内容が変更されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

法定調書奉行<sup>®</sup> Smart

---

機能アップガイド

Ver.5.01



<b>《改正情報》</b>	
「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応	2
「保険料控除申告書」の新様式に対応	3
[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能	4
定額減税（年調減税事務）に対応	4
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	8
光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応	9
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応	9
<b>《機能追加》</b>	
搭載辞書を更新	10

《改正情報》

- 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応

「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応しました。

The image shows a detailed tax form for the year 2024 (令和6年分). The title is '令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書'. The form includes sections for:
 

- 基礎控除申告書 (Basic Exemption Declaration)
- 配偶者控除等申告書 (Spouse Exemption Declaration)
- 定額減税のための申告書 (Declaration for Fixed Amount Tax Reduction)
- 所得金額調整控除申告書 (Income Adjustment Exemption Declaration)

 The form contains various tables for reporting income, exemptions, and tax amounts. A QR code and the label '基・配・所' are visible in the top right corner.

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの【基礎控除】に「本人定額減税対象」欄、【配偶者控除等】に「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。本人や配偶者の合計所得金額から定額減税の対象になるかが自動判定され、定額減税の対象になる場合は「○」が表示されます。

The image shows the software interface for the tax form. The title bar reads '基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書'. The interface includes:
 

- 社員番号 (Employee ID) and 氏名 (Name) fields.
- 社番登録年 (Company Registration Year) set to 2024年分.
- Two main tables for reporting income and exemptions:
  - 【基礎控除】 (Basic Exemption): Includes columns for '所得の種類' (Type of Income), '収入金額' (Income Amount), and '所得金額' (Taxable Income). It has a '本人定額減税対象' (Fixed Amount Tax Reduction Target) checkbox.
  - 【配偶者控除等】 (Spouse Exemption): Similar structure with a '配偶者定額減税対象' (Spouse Fixed Amount Tax Reduction Target) checkbox.
- 【所得金額調整控除】 (Income Adjustment Exemption): Includes a '特別障害者に該当する事実' (Special facts for special disability) section.
- Bottom navigation buttons: F1 (操作説明), F2 (印刷), F3 (次社員), F4 (画面表示), F10 (条件設定), F11 (ガイド), F12 (閉じる).

※当製品では「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を出力することはできません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー



◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[生命保険/地震保険データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[生命保険/地震保険データ受入]メニュー

● [給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能

[日常処理]-[給与賞与入力]メニューで、処理年が令和6年（2024年）の場合は「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」が入力できるようになりました。[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで印刷した際に、年末調整による過不足税額欄に各月の定額減税額（所得税）を印字することができません。

**注意**

「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」は、「所得税」と同様に自動計算されません。

これに伴い汎用データの給与賞与データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
減税前所得税	DPSB014	9	数字	処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。
定額減税額（所得税）	DPSB015	9	数字	

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [日常処理]-[給与賞与入力]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[日常処理データ作成]-[給与賞与データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[日常処理データ受入]-[給与賞与データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

**[年末調整処理]メニュー**

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区分	金額	税額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞与等	2,032,000	19,493	
中途調整収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調整控除後>	5,819,054		
社会保険料等	1,187,458		
除税額	0		
控除額	0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者(特別)控除額	360,000		
扶養親族等控除額	1,340,000		年調減税額内訳
基礎控除額	480,000		本人 30,000
<所得控除合計額>	3,557,458		配偶者 0
<課税給与所得>	2,261,000		扶養 90,000
<<算出所得税額>>		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
<年調所得税額>		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年調年税額>		8,700	
<<差引過不足額>>		-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額> × 102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

#### 参考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
<b>【計算結果情報】</b>				
年調減税額	YCR1018	-	-	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	-	-	
控除外額	YCR1020	-	-	
年調減税額内訳-本人	-	-	-	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳-配偶者	-	-	-	
年調減税額内訳-扶養	-	-	-	

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参考

上記項目を [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の [集計項目] ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額 0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの [給与・単価] ページの課税区分 「0: 計算不要」
- [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの外国人区分 「1: 外国人」
- [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの居住者区分 「0: 居住者」

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

○年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・＜年調減税額控除後の年調所得税額＞・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxx円」と印字されます。  
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」「応用様式（税務署様式）」を選択した場合に印字されます。
- ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「㊹-2 年調減税額」「㊹-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊹-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書

会社名           OBC商事株式会社          

301  
所属名           営業部 東日本営業課          

100000  
氏名           山田 一朗          

区分	金額	税額
給料・手当等	3,643,465	38,890
賞与等	2,032,600	19,483
中途異動収入		
計	7,675,465	58,373
給与所得控除等の給与等の金額	3,807,918	
給与所得控除額	(3,807,918)	(900,000 円)
給与等からの控除分	3,807,918	(82,000 円)
控除額	1,117,952	
生命保険料の控除額	120,000	
地震保険料の控除額	50,000	
配偶者(特別)控除額	285,000	
基礎控除額	480,000	
控除額	3,052,912	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	2,220,000	124,500
年間所得税額(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)		124,500
年末所得税額(「①-②」×1を2.1%)		14,800
差引(超過額又は不足額(㉞-㉟))		43,583
超過額		7,690
不足額		35,893
の精算		35,893
不足額の精算		

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等 **税額控除** 中途入社 家族・所

【税額控除情報】

住宅借入金の種類

居住開始年月日

取得対価の額

家屋土地等の総面積  m<sup>2</sup>

居住用部分の面積  m<sup>2</sup>

居住用割合  %

控除額適用区分

特定取得区分

住宅の区分等

借入金等年末残高

特定増改築借入金残高

住宅借入金等控除額

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除]画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
<b>【税額控除情報】</b>				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

● 光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応

光ディスクにより提出する給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の文字数が65文字から300文字に変更され、当製品でも対応しました。

《 関連メニュー 》

- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

● 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応

「簡易な扶養控除等申告書」では、前年に提出した扶養控除等申告書の内容に変更がない場合は、「前年から異動なし」と記載することで、詳細を記入する手間を省くことができます。ただし、当製品では申告書を配付する際に登録内容をもとに各情報を印字できるため、「前年から異動なし」と印字することはできません。

当製品では、「簡易な扶養控除等申告書」としても利用できるように、申告書の二次元コードの印字位置を変更しました。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

《機能追加》

---

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点
電子申告辞書	2024年9月24日時点